

農林水産商工委員会資料

(商工労働部所管分)

■ 報告事項

- | | |
|---------------------------------|-------|
| ①安来市切川地区工業用地造成事業の進捗状況について | …P1~2 |
| ②企業立地計画の認定について | …P3~4 |
| 株式会社スチームシップ 立地計画の概要（新設） | |
| ③国の経営者保証の提供を不要とする信用保証制度への対応について | …P5~6 |

令和6年4月11日
商 工 労 働 部

安来市切川地区工業用地造成事業の進捗状況

1. 地権者説明会の開催

- ・市内在住の地権者に向けた説明会を以下のとおり開催済み
- ・欠席者及び市外在住の地権者にも個別に説明を実施中

【開催状況】

- (1) 日時場所：令和6年3月17日（日）19時～／アルテピア
 (2) 内 容：土地単価の提示、今後のスケジュール説明、質疑応答
 (3) 参加者：市内在住地権者44名のうち、36名が参加

2. 調査等実施協定の調整状況

- ・県において、地権者の意向確認や調査・設計業務を実施するため、株式会社出雲村田製作所、安来市及び県の3者は、費用負担等に関する協定の締結を予定
- ・協定締結は、3月中を予定していたが、用地造成に至らなかった場合の費用負担について企業側の最終判断待ちであり、内容・時期について再調整中
- ・必要な調査等は予定通り進んでおり、全体スケジュールに影響はない見込み

【造成に至らなかった場合の費用負担（案）】

想定される中止事由	費用の取扱い
<ul style="list-style-type: none"> ・経営環境等の変化による場合 ・物価上昇による事業費増加の場合 	企業が費用負担
<ul style="list-style-type: none"> ・用地交渉不調や地質調査等の結果により、工業用地として不適当な土地と判明したことによる場合 ・県の瑕疵により用地造成が不可能になった場合 	県が費用負担（最終調整中）
<ul style="list-style-type: none"> ・天変地異等による場合 	企業・県が等分に費用負担
<ul style="list-style-type: none"> ・上記のいずれにも寄り難い場合 	協議のうえ決定

3. 協定締結時期及び債務負担行為の再設定

- ・昨年度中に協定締結に至らなかったことから、債務負担行為の再設定が必要
 ※債務負担行為を設定した年度に協定を締結しなかった場合、当該債務負担行為は無効となる。
- ・このため、令和6年6月議会において、改めて債務負担行為の議決を得た上での協定締結とする。（議決後速やかに締結予定）

現債務負担行為の内容	見直し後の債務負担行為の内容（案）
<ul style="list-style-type: none"> ・期 間：令和5年度～令和6年度 ・限度額：総額470,608千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・期 間：令和6年度 ・限度額：総額470,608千円

4. 調査等実施協定の内容

(1) 名 称

安来市切川地区工業用地造成事業に関する調査等実施協定書

(2) 内容等

県は、同社に工場立地を判断してもらえるよう、地権者の意向確認や必要な調査等を実施した上で、以下の情報を同社に提供する。

- ① 用地造成に必要となる土地の取得見込み
- ② 概算事業費
- ③ 概算工期

(3) 実施業務

- ・用地造成事業に必要となる土地の取得に向けた交渉
- ・用地測量・補償費算定業務、地質調査業務、地形測量業務、概略設計業務など
- ・その他用地造成事業に必要な各種調整等

(4) 実施期間

令和5年度～令和6年度 *企業への情報提供は本年12月までに実施予定

(5) 費用負担

- ・事業に要した経費は企業が負担（事業に要する経費の見込み額470,608千円）
- ・但し、用地造成に至らなかった場合は中止事由に応じて同社又は県が費用を負担する。

5. 安来市との覚書の締結

協定と同日付けで、安来市と県の間で、安来市切川地区での用地造成事業に向けた協力体制及び用地造成に至らなかった場合の費用負担に関する覚書を締結する予定。

【安来市の負担割合：県が負担する額の1.5/10】

※安来市の財政規模を踏まえて、「県の行う建設事業に対する市町村の負担について」で定める県単道路整備事業の市町村負担の率（1.5/10）とする。

6. 立地可能性調査事業（予備費充用）

昨年度、企業との交渉に必要な情報を把握、提供するため、予備費を充用して調査事業を実施。

(1) 事業名 立地可能性調査事業

- (2) 事業内容
- ①企業側への提案に必要な事業費積算、スケジュール案の作成
 - ②工法検討に必要なサンプルボーリングの実施（1箇所）
 - ③その他必要な図面等の作成

(3) 業務期間 令和5年8月25日～令和6年3月29日

- (4) 事業費
- 【当初予備費活用額】 33,000千円
 - 【最終契約額】 40,871千円
 - 【予備費追加活用額】 7,871千円

- (5) 増額理由
- ・複数の造成案を提示するために積算業務量が増加
 - ・造成案を提示し、絞り込んだ後も事業費圧縮に向けた工法検討や再積算の業務が発生

企業立地計画の認定について 株式会社スチームシップの立地計画の概要（新設）

株式会社スチームシップは、地域密着型ふるさと納税支援事業を行う体制の拡充や人材確保を行うため、雲南市内で事業所の新設を決定した。

県は、同社から申請のあった立地計画を「島根県企業立地促進条例」の目的達成に資するものとして認定し、令和6年3月25日に、株式会社スチームシップ、雲南市の間で立地に関する覚書を締結した。

1 会社概要

- (1) 会社名 株式会社スチームシップ
- (2) 所在地 長崎県東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷961番地12F
- (3) 代表者名 代表取締役 藤山 雷太（ふじやま らいた）
- (4) 設立年月 平成29年4月
- (5) 資本金 100,000千円
- (6) 従業員数 204名
- (7) 事業内容 地域密着型ふるさと納税支援事業など

2 計画の概要（県外企業の新規立地）

- (1) 立地場所 雲南市木次町木次1-26 木次駅前ビル2階
- (2) 建物面積 220.00㎡（賃貸借）
- (3) 投下資本額 なし
- (4) 操業開始 令和6年3月
- (5) 常用従業員数

申請時	0名
操業時	2名（2名増）
操業後1年	5名（3名増）
操業後2年	8名（3名増）
操業後3年	11名（3名増）
計	
	（11名増）
- (6) 事業内容 地域密着型ふるさと納税支援事業

【企業立地促進助成金の見込額】

・雇用助成額 1,300千円 × 11名 = 14,300千円

(参考) 企業立地計画認定状況 (令和4年度以降)

認定年月日	企業名	立地場所	投資計画額	増加雇用計画数	中山間地域	業種新設・増設	本社または親会社所在地
R4.5.10	双葉工業株式会社	江津市	3.6億円	6人	○	製造業増設	広島県広島市
R4.7.5	株式会社イーグリッド	出雲市	—	常松町 40人 日御碕 4人	○	ソフト増設	出雲市
R4.8.16	竹内電機株式会社	松江市	2.4億円	5人		製造業新設	兵庫県尼崎市
R4.8.25	島根島津株式会社	出雲市	9.7億円	12人		製造業増設	京都市
R4.9.6	株式会社Relic	松江市	—	40人		ソフト新設	東京都渋谷区
R4.9.14	DMG MORIキャステック株式会社 (旧:株渡部製鋼所)	出雲市 雲南市	51.7億円 4.3億円	34人 10人	○	製造業増設	東京都江東区
R4.10.7	和幸情報システム株式会社	出雲市	0.1億円	16人		ソフト増設	松江市
R4.10.24	NTTコムオンライン・マーケティング・ソリューション株式会社	松江市	—	10人		ソフト新設	東京都品川区
R4.10.27	アケボノ株式会社	益田市	2.4億円	6人	○	製造業増設	益田市
R4.11.22	株式会社エスプールグローバル	浜田市	—	24人	○	ソフト新設	東京都千代田区
R4.12.14	ミュキプラント有限公司	出雲市	1.0億円	4人		製造業増設	出雲市
R5.2.15	ヤマノ株式会社	安来市	1.8億円	5人	○	製造業増設	安来市
R5.3.15	株式会社ネスター	雲南市	6.7億円	49人	○	製造業増設	愛知県大府市
R5.3.16	株式会社丸八ポンプ製作所	雲南市	5.8億円	8人	○	製造業増設	東京都中央区
R4計	14件	東部11 西部3	89.4億円	229人	8件	新4、増10	
R5.5.15	株式会社イデアルアーキテクツ	出雲市	—	6人	○	ソフト新設	東京都新宿区
R5.6.14	株式会社ケー・エス・イー	出雲市	9.9億円	18人		ソフト増設	東京都千代田区
R5.7.11	シフトプラス株式会社	浜田市	—	9人	○	ソフト新設	大阪府大阪市
R5.8.1	株式会社タムラ	松江市	5.3億円	10人		製造業新設	愛知県春日井市
R5.9.1	株式会社アイティープロデュース	松江市	—	20人		ソフト増設	東京都台東区
R5.9.26	株式会社ペンタスネット	出雲市	—	10人		ソフト増設	松江市
R5.10.2	株式会社SICデジタル	安来市	—	11人	○	ソフト新設	大阪府吹田市
R5.10.18	松江山本金属株式会社	松江市	40.7億円	53人		製造業増設	大阪府大阪市
R5.12.22	株式会社テラスカイ	松江市	—	15人		ソフト新設	東京都中央区
R5.12.25	株式会社アイビー	松江市	2.2億円	4人		製造業増設	松江市
R5.12.26	株式会社プロビズモ	松江市 出雲市	—	45人		ソフト増設	出雲市
R6.1.29	株式会社OSBS	江津市	—	15人	○	ソフト新設	東京都千代田区
R6.2.5	株式会社Quality Cube	出雲市	—	10人		ソフト新設	東京都渋谷区
R6.2.8	株式会社出雲村田製作所	出雲市	470.0億円	200人		製造業増設	京都府長岡京市
R6.2.9	カソデン株式会社	益田市	15.0億円	10人	○	製造業増設	東京都台東区
R6.3.25	株式会社スチームシップ	雲南市	—	11人	○	ソフト新設	長崎県東彼杵郡波佐見町
R5計	16件	東部13 西部3	543.1億円	447人	6件	新8、増8	

新設: 県外から新たに島根県に進出する場合

増設: 県内企業(すでに県内に立地している誘致企業を含む)が規模拡大を行う場合

国の経営者保証の提供を不要とする信用保証制度への対応について

1 国の制度概要

- 経営者保証に依存しない融資慣行の確立を促進するための信用保証制度を創設
 - ①は3月7日農林水産商工委員会で報告済み
 - ②及び③は3年限定の制度で、県制度融資で対応する場合には資金制度の創設が必要
- ① 事業者選択型 経営者保証非提供制度（以下「横断的制度」）
財務内容等の要件を満たす中小企業者が信用保証料率の引上げ（0.25%又は0.45%）を条件に経営者保証を提供しないことを選択できる全国一律の制度
- ② 事業者選択型 経営者保証非提供促進 特別保証制度（以下「国補助制度」）
①横断的制度の促進のため、引上げ分の保証料の一部を国が補助する制度
※保証料補助率：R6…0.15%、R7…0.1%、R8…0.05%
- ③ プロパー融資借換 特別保証制度（以下「プロパー借換制度」）
プロパー融資（金融機関の単独融資）における経営者保証を外すことを条件に、融資の一部を信用保証付き（信用保証料率の引上げ無し）の融資に借り換えできる制度

2 県制度融資での対応 【別紙参照】

- ②国補助制度は、制度融資の対象を含むことから、次の資金を創設

	〔創設〕一般資金（経営者保証非提供枠）	参考：一般資金
融資対象者	財務内容等の要件を満たす中小企業者 〔主な要件：次の両方又はいずれかを満たす ア 直近決算における貸借対照表上、債務超過でない イ 直近2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でない〕	中小企業者
資金用途	運転・設備・借換	
利率	年1.30又は1.45%	
保証料率	年0.50～2.00% 〔一般資金の保証料率に +①の制度による上乗せ 要件の両方を満たす場合…0.25% 要件のいずれかを満たす場合…0.45% -②の制度による保証料補助…0.15%（令和6年度）〕	年0.40 ～1.70%

※予算対応…既定予算の範囲内で対応、取扱開始時期…令和6年5月1日を予定

- ③プロパー借換制度は、信用力が高い事業者のプロパー融資を旧債振替（注）するものであり、かつ、利用が見込まれないことから、資金は創設しない
（注）旧債振替とは、プロパー融資を信用保証付き融資に借り換えること。原則禁止。

3 その他

- 借換等を支援する県制度融資「収益力改善伴走支援型特別資金」の元となる国の保証制度「伴走支援型特別保証」の取扱期間が、令和6年6月30日まで延長
- 7月以降の取扱いは未定、引き続き国の動向を注視

中小企業制度融資の対象者と 経営者保証を不要とする保証制度 との関係

①横断的制度 ②国補助制度
の対象となる事業者の位置づけ
保証料の上乗せが必要

○制度融資の対象事業者も含まれる

③プロパー借換制度
の対象となる事業者の位置づけ
保証料の上乗せは不要

○通常制度融資を利用しない信用力が高い事業者

・原則禁止となっている、
プロパー融資からの旧債振替の特例制度

・「制度融資」より、
「金融機関融資+信用保証」の方が
有利に借り換えられる

〔借換時の金利・保証料率の試算〕

「金融機関融資+信用保証」で借換
= 想定金利1.20% + 保証料率0.45% = 1.65%

「制度融資」で借換
= 金利1.45% + 保証料率0.40% = 1.85%

↑ 有利

※信用力が高い事業者が制度融資で借り換える場合、
一般的に金融機関融資より貸出金利が高くなり、
また制度融資による保証料率の引下げ幅が
小さい区分に位置づけられる

▼貸出金利 (単位: %)

金融機関融資の想定金利: 山陰貸出約定平均金利 6か月平均	1.20
制度融資(一般資金) [責任共有]	1.45
金利差	0.25

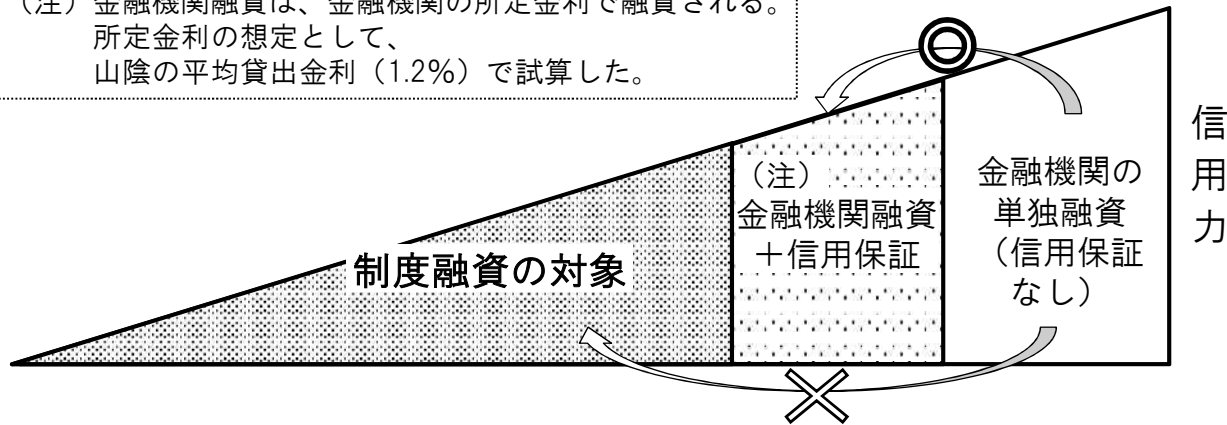
▼保証料率 (単位: %)

	信用保証料率 (区分①~⑨)						
	①	②	③	...	⑦	⑧	⑨
制度融資以外	1.90	1.75	1.55		0.80	0.60	0.45
制度融資による引下げ	▲0.40	▲0.45	▲0.30		▲0.15	▲0.05	▲0.05
制度融資	1.50	1.30	1.25		0.65	0.55	0.40

※普通保険・無担保保険、責任共有対象 の場合

想定金利(注) + 保証料率 = 1.65% で借換

(注) 金融機関融資は、金融機関の所定金利で融資される。
所定金利の想定として、
山陰の平均貸出金利(1.2%)で試算した。



金利 + 保証料率 = 1.85% で借換
⇒ 制度融資に資金を創設しても利用されない

県の支援あり
(預託による金利引き下げ、
保証料率の引下げ、損失補償)

県の支援なし
(金融機関と協会に対応)

返済リスク高
信用が低い

返済リスク低
信用が高い